

「文書回答手続」がe-Taxで利用できるようになりました！！

～文書回答手続をご利用ください～



文書回答手続について

国税局では、納税者の皆様から、**申告期限等の前に**「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページで公表しています。

現在公表されている
事例はこちら



文書回答手続に係る書類がe-Taxで提出可能！

文書回答手続を利用する際に提出していただく「**取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会**」の様式に必要事項を記入後、イメージデータ（PDF形式）に変換し、e-Taxソフトに組み込むことで、e-Taxで送信（提出）することができます。

「**取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会**」の様式は、国税庁ホームページ又はe-Taxソフトから印刷できます。



e-Taxソフトを利用した提出方法は、二面をご覧ください。

文書回答手続の対象となるもの

国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 实地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など



回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内に行うこととしています。

「3か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、**これらの期間等を考慮して余裕をもってご照会ください。**

e-Tax ソフトを利用した提出方法

二面

① PDF ファイルの作成

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」に必要な事項を記入後、イメージデータ（PDF ファイル）を作成

② 申請書情報の入力（「イメージデータで送信可能な手続」の入力）

e-Tax ソフトを起動し、「作成」をクリックし、
「新規作成」をクリック

「手続の種類」に「申請・届出」、「税目」に
「その他国税関係」を選択し、「次へ」をクリック

「イメージデータで送信可能な手続」を選択し、
「次へ」をクリック

（略）

「イメージデータで送信可能な手続」を選択し、
「帳票編集」をクリック

「申請手続名称」の入力項目をクリック

作成する対象の申請手続を検索し、選択後、「OK」
をクリック

【申請手続の名称】
「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会
（〇〇税）」

必要事項が入力されていることを確認し、「作成
完了」をクリック

「署名可能一覧へ」から、「イメージデータで送信
可能な手続」を選択し、「署名」をクリック

画面に従い、「署名」を行う。

③ PDF ファイルの組み込み・送信

PDF ファイル（参考資料を含む）を添付し、送信

e-Tax ホームページ

「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を e-Tax で送信する方法の詳細は、e-Tax ホームページ
【https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm】をご覧ください。

事前準備、送信方法などに関するお問合せ



e-Tax ソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、e-Tax・作成コー
ナーヘルプデスクへお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日の9時～17 時（土日祝日等及び 12 月 29 日
から 1 月 3 日までを除きます。）です。

ナビダイヤル（一般の固定電話の場合：全国一律市内通話料金）
0570-01-5901

※ 提出先等の文書回答手続の詳細は、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答手続」
【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/O1.htm>】をご覧ください。